

令和2年度若年層を中心とした求職開拓事業に係る評価項目及び評価手順

1 評価基準

別紙審査用紙により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

2 決定方法について

- (1) 入札参加資格を満たす者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち3に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 入札に係る技術等が入札の公告(これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。)において明らかにした技術等の要求要件(以下「技術的要件」という。)のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (2) 前項の数値が最も高い者が2者以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次の規定するところによるものとする。

【得点配分】

総得点：300点

- | | | |
|------------|---|------------------------------|
| 〔 価格点：100点 | 〔 | 価格と同等に評価できない項目 100点 (評価項目※1) |
| 技術点：200点 | | |

- (2) 入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に100点を掛けて得た値とする。

計算式：(1 - 入札価格 / 予定価格) × 100

- (3) 技術点の評価方法については、次のとおりとする。

ア 評価の対象とする技術的要件については、当該調達の目的及び内容に応じ、事務、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。

イ 必須とする項目については、項目ごとに最低限の要求要件を示し、要件を充足している場合には配分された点数を与え、充足していない場合は0点とする。

ウ 必須とする項目のうち、1つでも要件を充足できないとみなされ、全委員が0点とした項目がある場合は不合格とする。

エ 必須とする項目以外の項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。

- オ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
- カ 創造性又は新規性等の価格と同等に評価できない項目の内容の履行を確保する観点から、価格と同等に評価できる項目についての評価を行うものとする。
- キ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。ただし、上記ウに該当する場合は、技術点の算出を行わない。

（4）価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

令和2年度若年層を中心とした求職開拓事業に係る提案書技術審査用紙

採点者氏名 ()

(価格点:技術点=1:2以内、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点(価格点=(1-入札価格/予定価格)×100点)

II 技術点

評価項目	提案要求事項	得点配分		
		基礎点 (必須)	加点 (任意)	合計
1 事業内容及び実施方法				
事業の目的、趣旨との整合性	・事業の目的及び趣旨との整合性がとれているか。 ・広報趣旨と広報対象(年齢等)が的確に捉えられているか。	/15点		/15点
事業内容の妥当性・独創性	・国の広報事業として妥当な内容であるか。 ・事業の内容に創意工夫が見られるか。 ・広報内容が広報対象にとってわかりやすいものとなっているか。	/15点		/15点
実施方法の妥当性・独創性	・実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっているか。 ・事業の認知度(参加者等)を高めるための工夫がされているか。 ・効果的・効率的なメディアミックスが選択されているか。 ・事業規模が適正であり、事業目的が確実に達成できるか。	/15点		/15点
2 事業の効果				
波及効果の有無	・事業の波及効果が見込まれるか。 ・事業終了後も事業実施効果が見込まれるか。 (大変優れている=30点、優れている=18点、優れているレベルよりやや劣る=6点、劣っている=0点)		/30点	/30点
事業評価手法の具体性	・客観的な効果測定指標が設定されているか。 ・効果の把握手法に妥当性があるか。 ・効果の評価方法に妥当性があるか。	/10点		/10点
事業遂行の効率性	・事業の内容及び目標とする効果の達成に対して、日程、人員、作業手順等が効率的であるか。 (大変優れている=30点、優れている=18点、優れているレベルよりやや劣る=6点、劣っている=0点)		/30点	/30点
3 事業実施主体の適格性				
実施体制の適格性	・事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。 ・効果的な人員体制になっているか。 ・手法、日程等に無理がないか。 ・労働局からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	/15点		/15点
知見、専門性等の有無	・当該事業に関する知見、ノウハウを有しているか。 ・関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有しているか。	/15点		/15点
実績の有無	・過去の官公庁との契約実績はどの程度のものか。 ・当該事業と同様の事業の過去の契約実績はどの程度のものか。 (類似する事業の実施経験が過去5年以内にある(実施地域は問わない)=20点 類似する事業の実施経験が過去5年以内にない=0点)		/20点	/20点
経理処理能力の適格性	・事業を行う上で適切な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか。 ・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。	/15点		/15点
4 ワーク・ライフ・バランス等の指針に関する指標				
※ ①～⑦のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加算する。	・女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業) ①1段階目(※1)(認定基準5つのうち1～2つ〇):10点 ②2段階目(※1)(認定基準5つのうち3～4つ〇):16点 ③3段階目(認定基準5つ全て〇):20点 ④行動計画(※2):4点 ※1:女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年10月28日厚生労働省令第162号)第8条に定める基準。このうち、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※2:女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時使用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ・次世代法に基づく認定 ⑤くるみん認定企業:10点 ⑥プラチナくるみん認定企業:18点 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ⑦認定を受けている場合:18点			
	合 計	/100点	/100点	/200点

※1 創造性、新規性など

合計 200 点

※2 価格と同等に評価できる項目

(注1) 基礎点(必須)項目は最低要件である。1項目でも0点がある場合には、不合格とする。

(注2) 加点(任意)項目は、評価に応じて得点を与える。